

ご旅行条件書(募集型企画旅行)

この旅行は、株式会社アールエイチ企画(福島県津軽市松木飯盛3丁目3-34・福島県知事登録旅行業2-269号)(以下「当社」といいますが)企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行代金

旅行代金は各コースごとに表示されています。出発日と利用人数でご確認ください。また、子供代金は特に注釈のない場合、満2歳以上12歳未満のお子様にご利用致します。子供代金が適用にならない幼児であっても座席を使用の場合は、子供料金を申し受けます。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 来店にてご予約の場合、当社所定の旅行申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部又は全部として取扱います。旅行契約は当社の承諾と申込金の受理をもって成立するものとします。
- (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して5日以内に上記(1)の手続きが必要とします。この期間内に(1)の手続きがなされない場合は予約はなかったものとして取扱います。旅行契約は当社の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものとします。
- (3) 身体に障害のある方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (4) 団体・グループの場合のお申し込みは、その代表者を契約責任者として、契約の締結及び解除に関する契約取引を行います。

3. 残金のお支払い

旅行代金からお申込金を差し引いた残金を、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日から7日目に当たる日まで(場合によっては遅くとも前日まで)にお支払いください。

4. 追加代金

追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテルの指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択により追加する代金をいいます。なお、申込金、取消料、違約料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

5. お申込み条件

- (1) 20歳未満の方のご参加は親権者の同意書が必要です。場合により、同伴者の同行等を条件とする場合があります。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りすることがあります。
- (3) 身体に障害のある方及び血圧異常、心臓病等現在健康を害している方は、その旨お申し出ください。健康を害している方は、医師の診断書を提出していただきます。団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、同伴者の同行等を条件とする場合があります。
- (4) 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は治療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることがあります。これにかかると一切の費用はお客様の負担となります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。
- (6) お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について必ず添乗員又は係員にご連絡いただけます。
- (7) 他の旅行者に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、お申込みをお断りする場合があります。

6. 確定書面(最終日程表)

確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終日程表)は遅くとも旅行開始日の前日までに御渡します。(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たるまでにお渡しできるよう努力します)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合には旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、交付期前であってもお問い合わせいただければ当社が手配状況についてご説明いたします。

7. 旅行代金に含まれるもの

(1) 利用運送機関の運賃・料金

* 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。特に表示のないときは、航空機の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します)

(2) バス料金

* 旅行日程に明示した送迎バス料金、都市間の移動バス料金、観光バス料金

(3) 宿泊料金

* 旅行日程に明示したホテルの宿泊料金及び税・サービス料金(2人部屋に2名様宿泊を基準にします。)

(4) 食事料金

* 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金。

(5) 観光料金

* 旅行日程に明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金。

(6) 手荷物料金

* お一人様スーツケース1個の手荷物の全行程中の運搬料金(重量は身の回りの品を含めて20kgまで。ただし、運送機関によって異なりますので詳しくは係員にお問い合わせください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。)

(7) 添乗サービス料金添乗員が同行する場合にあっては、それに必要な経費。

(8) 団体行動中のチップ

8. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金の中に含まれていません。その一部を例示します。

(1) 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)

(2) 飲食代、クリーニング代、電報・電話料、ホテルのルームボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

(3) 傷害、疾病に関する治療費

(4) 渡航手続き費用(旅券印紙代、証紙代、査証料、予防接種料金、傷害・疾病保険料及び渡航手続取扱料金)

(5) 日本国内の旅客サービス施設使用料(空港施設使用料)

(6) 日本国内における自宅から発着空港までの交通費、宿泊費

(7) 希望するオプションツアーの旅行代金

(8) 税金(旅行日程に明示した都市の空港税等)

(9) 運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応する為一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る)

9. 旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(運延、目的空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減少することがあります。
- (2) (1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- (3) (1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 当社は、上記1に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。)(には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- (5) 運送、宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増減する募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

11. お客様の交替

- (1) お客様は予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡すること(お客様の交替)ができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。その際、当社所定の手数料をお支払いいただきます。
- (2) お客様がご旅行申込書にお客様のローマ字氏名を記入される際には、パスポートに記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合には、航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除される場合もあります。この場合、当社所定の取消料をいただきます。

12. お客様による旅行契約の解除

- (1) お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。

【海外旅行の場合】

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日かピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降(②～④を除く)	旅行代金の10%
② 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降(③～④を除く)	旅行代金の20%
③ 旅行開始日の前々日以降(④を除く)	旅行代金の50%
④ 旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

注ピーク時とは12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます

【国内旅行の場合】

旅行契約の解除期日	取消料
① 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降(②～④を除く)	旅行代金の20%
② 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降(③～⑤を除く)	旅行代金の30%
③ 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
④ 旅行開始当日(⑤を除く)	旅行代金の50%
⑤ 旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。

(3) ご変更及びお取消しにつきましては、営業時間内にお申込みの販売店にお申し出ください。

(4) お客様は、次に掲げる場合において、(1)の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

- * 当社によって契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が22(3)項の下表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- * 上記10(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- * 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- * 当社が旅行者に対し、上記6の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- * 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(5) お客様は旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

(6) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない)とに限り、(5)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。
 - * お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たさないことが判明したとき。
 - * お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - * お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。